固定資産税の課税免除について(那覇市)

沖縄県内で6つの制度の地域・地区が設定されており、地域・地区内で設備投資を行う場合、要件を満たしていれば、固定資産税の課税免除の適用が受けられます。

- ①観光地形成促進地域
- ②情報通信産業振興地域
- ③産業イノベーション促進地域
- 4国際物流拠点産業集積地域
- ⑤経済金融活性化特別地区(名護市)
- ⑥離島地域(離島地区)

各制度の地域・地区については【沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口 HP 】でご確認ください。

那覇市の対象となっている制度

- ①観光地形成促進地域
- ②情報通信産業振興地域
- ③産業イノベーション促進地域
- 4国際物流拠点産業集積地域

那覇市の対象となっている対象業種や要件等につきましては、那覇市HP内で【課税免除】と検索していただき、那覇市固定資産税課税免除の各制度の概要をご確認ください。

取得期間	令和4年8月1日から令和7年3月31日
認定制度等	資産の取得前に措置実施計画の認定(沖縄県)及び確認(主務大臣)が必要
対象者	対象区域内において認定及び確認を受けた措置実施計画に従って、対象施設を新設し、又は増設した認定事業者
対象施設(特定民間観光関連施設)	スポーツ・レクリエーション施設(6 施設) ○水泳場○スケート場○トレーニングセンター○ゴルフ場○ボウリング場○テーマパーク 教養文化施設(5 施設) ○劇場○動物園○植物園○水族館○文化紹介体験施設 休養施設(4 施設) ○展望施設○温泉保養施設○国際健康管理・増進施設○スパ施設 集会施設(施設)※一定の要件あり ○会議場施設○研修施設○展示施設○結婚式場(宿泊施設と同一の建物内に設置されるものを除く) 販売施設(県知事指定)(1 施設)
金額要件等	対象施設(特定民間観光関連施設)の用に供する機械・装置、家屋、構築物の取得価格合計額が 1,000 万円を超えるもの
課税免除 対象資産	対象施設(特定民間観光関連施設)の用に供する 〇機械・装置〇建物及び構築物〇これらの敷地である土地 ※土地については取得の日の翌日から1年以内に建設の着手があった家屋又は構築物の敷地に限る
免除期間	新たに課されることとなった年度以降、最大5年間(措置実施期間内に限る)
その他	宿泊施設そのもの、風俗業、会員制施設(利用料金のみ優遇される施設を除く)は対象外

[※]新設・増設した資産が対象です。買い替え資産や他市町村から受け入れた資産は対象外です。

[※]対象資産のうち 5G 情報通信システム (特定高度通信技術活用システム) は認定特定高度通信技術活用設備に限る。

取得期間	令和4年8月1日から令和7年3月31日
認定制度等	資産の取得前に措置実施計画の認定(沖縄県)及び確認(主務大臣)が必要
対象者	対象区域内において認定及び確認を受けた措置実施計画に従って、対象設備を新設し、又は増設した認定事業者
対象事業	【振興地域】 ○電気通信業○ソフトウェア業○情報処理・提供サービス業○インターネット付随サービス業 【特別地区】特定情報通信事業 ○データセンター○受託開発ソフトウェア業○情報システム開発業○システムインテグレーションサービス業○パッケージ ソフトウェア業○組込みソフトウェア業○情報通信機器相互接続検証事業○データベースサービス業○バックアップセンター○セキュリティデータセンター○アプリケーション・サービス・プロバイダ○情報セキュリティサービス業
金額要件等	対象事業の用に供する減価償却資産(建物、構築物、機械・装置、船舶、航空機、車両・運搬具、器具・備品)で取得価格合計額が1,000万円を超えるもの。 又は対象事業の用に供する機械・装置及び器具・備品でこれらの取得価格合計額が100万円を超えるもの
課税免除 対象資産	対象事業の用に供する 〇機械・装置〇建物及び構築物〇これらの敷地である土地 土地については取得の日の翌日から1年以内に建設の着手があった家屋又は構築物の敷地に限る
免除期間	新たに課されることとなった年度以降、最大5年間(措置実施期間内に限る)

[※]新設・増設した資産が対象です。買い替え資産や他市町村から受け入れた資産は対象外です。

[※]対象資産のうち 5G 情報通信システム (特定高度通信技術活用システム) は認定特定高度通信技術活用設備に限る。

国際物流拠点産業集積地域について

那覇市

取得期間	令和4年8月1日から令和7年3月31日
認定制度等	資産の取得前に措置実施計画の認定(沖縄県)及び確認(主務大臣)が必要
対象者	対象区域内において認定及び確認を受けた措置実施計画に従って、対象設備を新設し、又は増設した認定事業者
対象事業	○製造業○道路貨物運送業○卸売業○特定の無店舗小売業○特定の機械等修理業○特定の不動産賃貸業○航空機整備業
金額要件等	対象事業の用に供する機械・装置、建物及びその附属設備で取得価格合計額が 1,000 万円を超えるもの 又は対象事業の用に供する機械・装置で、これらの取得価格合計額が 100 万円を超えるもの
課税免除 対象資産	対象事業の用に供する 〇機械・装置〇建物〇これらの敷地である土地 土地については取得の日の翌日から1年以内に建設の着手があった家屋又は構築物の敷地に限る
免除期間	新たに課されることとなった年度以降、最大5年間(措置実施期間内に限る)

[※]新設・増設した資産が対象です。買い替え資産や他市町村から受け入れた資産は対象外です。

[※]対象資産のうち 5G 情報通信システム (特定高度通信技術活用システム) は認定特定高度通信技術活用設備に限る。

取得期間	令和4年8月1日から令和7年3月31日
認定制度等	資産の取得前に措置実施計画の認定(沖縄県)及び確認(主務大臣)が必要
対象者	対象区域内において認定及び確認を受けた措置実施計画に従って、対象設備を新設し、又は増設した認定事業者
対象事業	【製造業等】 ○製造業○道路貨物運送業○卸売業 【産業高度化・事業革新促進事業】 ○デザイン業○自然科学研究所○特定の電気業○特定のガス供給業
金額要件等	対象事業の用に供する機械・装置、特定の器具・備品、工場用の建物等及びその附属設備で取得価格合計額が 1,000 万円を超えるもの 又は機械・装置、特定の器具・備品でこれらの取得価格合計額が 100 万円を超えるもの
課税免除 対象資産	対象事業の用に供する 〇機械・装置〇建物〇特定の構築物〇これらの敷地である土地 土地については取得の日の翌日から1年以内に建設の着手があった家屋又は構築物の敷地に限る
免除期間	新たに課されることとなった年度以降、最大5年間(措置実施期間内に限る)

[※]新設・増設した資産が対象です。買い替え資産や他市町村から受け入れた資産は対象外です。

[※]対象資産のうち 5G 情報通信システム (特定高度通信技術活用システム) は認定特定高度通信技術活用設備に限る。

申請方法について

- ①特例の対象となる認定申請書を県知事に申請
- ②県知事の認定を受ける。
- ③県知事から認定された措置実施計画の実施によって見込まれる付加価値額の目標値 等を主務大臣に申請
- 4)主務大臣から確認を受ける。
- 5措置実施計画の基づき設備投資等を実施
- ⑥税務申告

県知事への認定申請について、公益財団法人沖縄県産業振興公社で申請支援を行っております。 お問い合わせ先

「沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口」(Ta 098-894-6377)

主務大臣への確認申請については、内閣府HPで各制度の具体的な手続きをご確認ください。 情報通信産業振興地域

http://www8.cao.go.jp/okinawa./seisaku/okishinhou/2014kaisei/joho.html

国際物流拠点産業集積地域

http://www8.cao.go.jp/okinawa./seisaku/okishinhou/2014kaisei/butsuryu.html

産業イノベーション促進地域

http://www8.cao.go.jp/okinawa./seisaku/okishinhou/2014kaisei/sangyo.html

お問い合わせ先

内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付参事官(産業振興担当)室 №03-6257-1688(直通)

観光地形成促進地域

 $\underline{\text{http://www8. cao. go. jp/okinawa./seisaku/okishinhou/2014kaisei/kankouchi.html}}$

お問い合わせ

内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付参事官(企画担当)室 №03-6257-1682(直通)

那覇市の固定資産税の課税免除を受ける場合

- ·償却資産申告書(提出期限 毎年1月31日)
- ・固定資産税の課税免除申請書(那覇市は申請期限 毎年3月31日)
- ・課税免除申請書に添付する書類

(那覇市HP内にあります那覇市固定資産税課税免除申請提出書類一覧およびチェックリストをご確認ください)

那覇市固定資産税課税免除申請提出書類一覧およびチェックリスト

- ○課税免除については毎年の申請が必要です。
- ○1年目は新規・増設、2年目~5年目は継続の○がついている書類の提出が必要です。

事業所名					
担当者名					
電話連絡先					
E-mail アドレス					
※この申請に応答する方の連絡先をご記入ください。					

◆申請後、追加資料の提出を求める場合があります。

(共通)

提出書類リスト		新規·	継続	備 考/	確認
		増設		紙文書及び電子データ	欄
1	課税免除申請提出書類チェックリス	0	0	このチェックリストで提出書類の確認をし、提出書類に添付し	
	F			て提出ください。 /紙文書	
2	固定資産税課税免除申請書(指定様	0	0	/紙文書	
	式)				
3	各制度の県知事への措置実施計画認	0		/紙文書及び電子データ (PDF)	
	定申請書一式 (写)				
4	各制度の県知事からの措置実施計画	0		認定日、認定を受けた資産が確認できるもの	
	認定書(写)			/紙文書及び電子データ (PDF)	
5	各制度の主務大臣への確認申請書一	0		/紙文書及び電子データ (PDF)	
	式 (写)				
6	各制度の主務大臣からの確認書(写)	0		確認日、確認を受けた資産が確認できるもの	
				/紙文書及び電子データ (PDF)	
7	各制度の県知事への措置実施計画の		0	/紙文書及び電子データ (PDF)	
	実施状況報告書 (写)				
8	各制度の県知事からの措置実施計画		0	認定日、認定を受けた資産が確認できるもの	
	実施状況報告認定書 (写)			/紙文書及び電子データ (PDF)	
9	青色申告書等(写)	0	0	青色申告法人または個人が確認できるもの法人税施行規則別	
				表 1 (1)、別表 16 (1)(2)直近分 /	
				紙文書及び電子データ (PDF)	
10	決算報告書 (写)	0		直近分/実績の概要を明らかにするもの	
				/紙文書及び電子データ (PDF)	
11)	定款、法人登記簿等(写)	0		対象事業の内容確認ができるもの	
				/紙文書及び電子データ (PDF)	

(土地) ※土地取得後1年以内に課税免除対象家屋等建設の着工があった場合に限ります。

12	土地の売買契約書及び領収証 (写)	0	/紙文書及び電子データ (PDF)	
13	土地の登記簿謄本 (写)	0	/紙文書及び電子データ (PDF)	
14)	家屋建設の着手届等 (写)	0	取得から1年以内に家屋の建設に着手し、賦課期日時点で事業	
			の用に供しているかの確認ができるもの	
			/紙文書及び電子データ(PDF)	

(家屋)				
15	建築確認通知書及び検査済証(写)	0		/紙文書及び電子データ (PDF)	
16	建築請負契約書及び領収証(写)	0		/紙文書及び電子データ (PDF)	
17)	家屋の登記簿謄本 (写)	0		/紙文書及び電子データ (PDF)	
18	対象資産の写真・地籍図・平面図・	0		該当面積の確認ができるもの/	
	対象部分計算書等			/紙文書及び電子データ (PDF)	
19	法人税施行規則別表第16表「減価	0		取得年月日、課税標準額、事業の用に供した日、取得価	
	償却資産の計算に関する明細書」			格、耐用年数、特別償却の有無が確認できるもの/	
	(写) 等			/紙文書及び電子データ (PDF)	
(償却資産)		•		
	提出書類リスト	新規・	継続	備考/	確認
		増設		紙及び電子データ	欄
20	償却資産申告書	0	0	毎年1月31日提出期限(提出済の場合は不要)	
21)	前年中取得資産明細書	0		前年中に新設又は増設した取得資産で、課税免除対象となる資	
				産を記載する (別紙 1) ※設置場所や基地局単位で記載する	
				/紙文書及び電子データ (エクセル)	
22	前年前取得資産明細書		0	前年より前に取得した資産で、 課税免除対象となる資産 を記載	
				する (別紙 2) /紙文書及び電子データ (エクセル)	
23	前年中減少資産明細書		0	前年中に減少した課税免除適用資産を記載する (別紙 3)	
				/紙文書及び電子データ (エクセル)	
24	償却資産の写真及び機能、客観的生産	0		写真に番号を付し、申請資産がその事業に供しているかわかる	
	能力を示す資料(償却資産の機能の確			よう機能や役割等の説明を記載する(別紙4)※増設の場合は、	
	認ができるもの)			性能等拡張(概ね 30%)の説明を記載する	
				/紙文書及び電子データ(PDF)	
25	償却資産の配置図	0		当該資産の位置や場所が確認できるよう上記®の番号を図に	
				明示する (別紙 5) (別紙 6)	
26	生産工程表及び完成品の関する書類	0		直接事業の用に供しているか、一の生産設備かの確認ができる	
	等			もの、生産工程等における当該資産の位置付け、機能、客観的	
				生産能力を示す資料及び生産工程図・写真等 /	
				紙文書及び電子データ (PDF)	
27)	賃貸借契約書又は使用許可証(写)	0		賃貸工事等の場合	
				/紙文書及び電子データ (PDF)	
(その他)				
28	事業所全体の平面見取り図	0		償却資産の配置図含む/	
				/紙文書及び電子データ (PDF)	
600	A 41 Jun are 0 , 1 fee			WIT 1- ATT COST OF CONTROL OF CON	1

28	事業所全体の平面見取り図	0	償却資産の配置図含む/	
			/紙文書及び電子データ (PDF)	
29	会社概要パンフレット等	0	/紙文書及び電子データ (PDF)	
30	事業所の年次別建設設計又は設備投	0	/紙文書及び電子データ (PDF)	
	資計画書			
31)	施設利用規則等	0	/紙文書及び電子データ (PDF)	

〈お問合せ・提出先〉

那覇市役所 資産税課(本庁舎 3 階 41 番窓口) $\overline{}$ 900-8585 沖縄県那覇市泉崎 1-1-1

 $\label{eq:TEL: condition} \textbf{TEL: } (098)862\text{-}5320 \text{ /FAX: } (098)861\text{-}1297 \quad \textbf{E-mail: } \textbf{naha_z_sisanz} 001 \\ \textbf{@city.naha.lg.jp}$

本日、ご覧いただいた各制度の概要や申請方法、課税免除申請書、提出書類一覧及びチェックリスト等の様式を那覇市のHP上に掲載しております。那覇市のHP内で【課税免除】と検索してご確認ください。

固定資産税の課税免除適用については 各市町村で異なる場合があります。

各市町村の課税免除の制度について 必ずご確認ください。